

「見なし輸出」規制と「潜脱意図」

1. 「特定類型」居住者への提供は即規制なのか？

CISTEC 解説 (https://www.cistec.or.jp/service/zdata_gaitame_kaisei2019/20210831-tyushaku.pdf) に曰く

国内他法人に提供する場合、受領者が特定類型該当者であるときは、(潜脱意図がない限り) 許可申請不要 (提供側法人、被提供側法人とも)

経産省の Q&A (<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000224058>) の 8 番でもその旨が述べられています。

これを見ると、規制対象技術情報が「特定類型」居住者に渡るとしても、**それだけでは要許可でない**ように思われます。本稿では、それに何が加わると規制発動になるのか、を考えます。

2. 交通事故とのアナロジーで考える

事故は、背景・原因から 4 段階に分類することができます。

故意 ; ぶつける意図があった

重過失 ; 悪意はなかったが、明らかに不注意であった

過失 ; 注意はしていたが、技術的に問題があった

不運 ; 十分な注意をしても起こる事故は存在する

これを見なし輸出規制にあてはまるとどうなるでしょうか？

故意 ; 最初から「特定類型」居住者に渡ることを承知していた

重過失 ; ナーンモ考えずに提供していた

過失 ; 一応は「特定類型」居住者問題を認識していたが、チェックが甘かった

不運 ; 念入りにチェックしたが、結果的に「特定類型」居住者に渡ってしまった

CISTEC 解説がいう「潜脱意図」とは、つまり「故意」ということでしょうか。もう少し細かく言うと

- ・最終的に「特定類型」居住者の手に渡ることを知っている。 かつ
- ・それはマズイと認識しており、隠蔽を画策。

それにしても「故意でないなら規制されない」とは率直に言って意外でした。

3. 本当に「それでいい」のか？

《役務通達》改正案を読み返してみました。「用語の解釈」に曰く

サ 取引とは、有償無償にかかわらず、取引当事者双方の合意に基づくものをいい、提供することを目的とする取引とは、特定の外国において又は特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引をいう。

なお、次の①から③まで (以下「特定類型」という。) に掲げる居住者 (自然人に限る。) に対して技術を提供する取引 (以下「特定取引」という。) は、特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引とする。また、次に掲げる居住者に該当するかの確認は、別紙 1-3 にガイドラインを示す。(中略)

セ 許可を受けた外為法第 25 条第 1 項の取引により技術の提供を受けた取引の相手方とは、契約の相手方 (特定取引に該当する場合は、特定類型に該当する居住者を含む。) のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。

「そのような提供行為」が規制対象であることはわかります。しかし「行為即規制」ではなさそうです。「特定類型」居住者に「該当するかの確認は、別紙1-3のガイドラインで」とありますから、ベタに明記こそされていないものの、「そのような確認」が注意義務とされているようです。そして「**確認の結果、『特定類型』該当者と判明した相手への提供行為**」が規制対象になるということのように思われます。

前節で挙げた事故の4段階でいうなら、やはりこれは「**故意**」を指すと見るべきでしょう。但しこの「注意義務」が規制発動と連動するかしないかは明記がありません。したがって（確認をきちんとしてもしなくても）『特定類型』該当者であるという事実があるだけで規制対象という読み方の可能性は残ります。

それはともかく、ここで気になるのは、「**重過失**」や「**過失**」による**提供の扱い**です。通達本文を見る限り、違反とは言えないのではないのでしょうか。「注意義務」違反には当たるでしょうが、それに対する明確な処罰規定はないように思います。だとすればこれは「強い要望」（かつてNPBコミッショナーが言ったような）にすぎないのではないのでしょうか？

《通達》案を更に読み込むと、規制取引を次のように書いてあります。

外為法第25条第1項で規定されている許可を受けなければならない取引とは、外為令別表の中欄に掲げる技術（プログラムを含む。以下「特定技術」という。）を、①同表下欄に掲げる外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引、②**特定国の非居住者に提供することを目的とする取引**をいう。

①は取引の当事者の属性（居住者であるか非居住者であるか）にかかわらず、取引の相手方が技術情報を受領する場所が特定国であるものをいい、②は**技術情報が受領される場所がいずれにかかわらず居住者が特定国の非居住者に技術を提供することを目的とするもの**をいう。

本日のところは、規制するのが「**目的とする取引**」であるならば、やはり「**故意**」だけが対象になるのだろう、と結論することにします。